

30 陳情 第4号	国民健康保険料の引き上げをやめ、軽減を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年2月19日受理、平成30年3月5日付託
陳情者	新宿区北新宿————— ————— 会長—————

(要 旨)

- 1 国民健康保険料の引き上げをやめ、軽減措置の拡充をはかってください。
- 2 国や東京都に財政措置を求める意見書を提出してください。

(理 由)

2018年4月から国民健康保険制度の都道府県化により、国民健康保険財政の運営主体は、これまでの区市町村から東京都と区市町村になります。

東京都は、昨年末に決めた国民健康保険運営方針で、これまで新宿区などの区市町村が国保料の値上げ幅を抑えるために行っている一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入金をやめるよう求めています。

東京都の試算による新宿区のモデルケースでは、70代単身世帯（年金収入のみ）で年収200万円で現在8万4,000円が10万8,000円と2万4,000円の値上げ、40代夫婦と子ども2人の給与収入400万円世帯では48万3,000円が62万8,000円と14万5,000円値上げとなっています。

今でも国民健康保険料は高すぎて払いきれず、滞納した世帯に資格証明書を発行したり、国保料滞納者に対し差し押さえなどの厳しい徴収が行われています。

これまで新宿区が、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れを行ってきた措置を引き続き行い、法定外繰入金を増額して国保料を引き下げ、払える保険料にすることで、誰もが国民健康保険証を持ち、安心して医療が受けられるように強く求めるものです。

国保制度の大きな変更について加入者である区民・被保険者にはこれまで説明もされず、意見も聞かず、国保料を決めようとしていることは到底容認できるものではありません。この10数年毎年値上げされてきましたが、このままでは6月に新しい国保料の通知が届いてその額に驚き怒りの問い合わせが殺到するのは明らかです。国保法第1条は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする。」としています。国および東京都にそのために財政措置を含め役割を果たすよう働きかけてください。